

黒川地域行政事務組合告示第 3 2 号

黒川地域行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 10 年条例第 9 号）第 5 条により、次のとおり告示し、一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）の設置に関し意見書を提出できる者、意見書の提出先及び提出期限を次のとおり定める。

令和 8 年 1 0 月 5 日

黒川地域行政事務組合理事会

理 事 長 浅 野 俊 彦

1 意見書を提出できる者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 2 項により、一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

2 意見書の提出先

宮城県黒川郡大和町吉岡字下町 15 番地の 1
黒川地域行政事務組合 業務課

3 意見書の提出期限

令和 8 年 11 月 18 日（水）

4 その他

意見書の形式は任意の用紙としますが、意見書には、下記の事項を日本語により記載してください。

- ・氏名及び住所
- ・施設の名称
- ・利害関係
- ・生活環境の保全上の見地からの意見